

# MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2024 年 5 月号(第 219 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

## ■ 特集

### ◆ 中国のオフライン／オンラインのトラフィックの行き先

游仁信息科技(上海)有限公司 COO 栗栖祐哉…………… 1

## ■ 経済

### ◆ 外資企業誘致の姿勢を強化する中国政府

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 調査部 研究員 丸山健太…………… 9

## ■ 税務・会計

### ◆ 新たな国際課税ルール「利益 B」とその影響

KPMG 中国 華中地区日系企業サービス 税務パートナー 徐潔…………… 12

## ■ 法務

### ◆ 中国最高人民法院公布の典型裁判例からみた契約関連最新規定とその注意点

～民法典契約編通則司法解釈の要点～

金杜法律事務所 パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授 劉新宇…………… 16

## ■ 法令・政策

### ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 国際アドバイザー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介…………… 22

## ■ 人民元レポート

### ◆ 当局は「過度な」人民元安を抑制

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ アナリスト 横尾明彦…………… 26

## ■ 主要経済指標

### ◆ 主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部…………… 31

## ■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



## 特集

## 中国のオフライン／オンラインのトラフィックの行き先

游仁信息科技（上海）有限公司  
COO 栗栖祐哉

**消費市場における主な成長要因のトラフィック**

消費市場において何より重要になるのはトラフィックである。もちろん成熟市場においては、商品単価の向上による市場成長も重要ではあるが、多くのメーカーやリテールにとって、ベースとなる客数＝トラフィックが最も重要な指標であることは異論がないだろう。

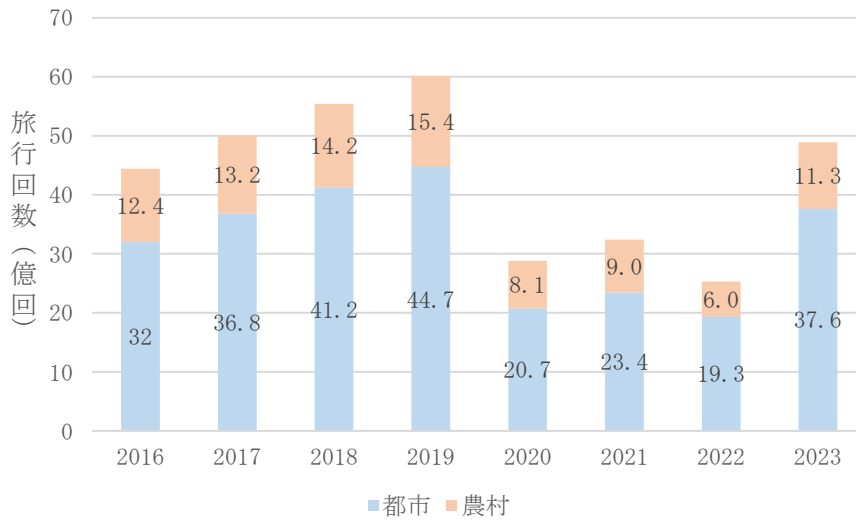
しかし、現在、中国は人口減少局面に入り、インターネットの普及率も既に高い水準に到達し、オフライン／オンラインともに今まで通りの伸びは期待できなくなった。そこで今後、重要になるのは、総量は増えない中でその内訳がどこからどこへと移動していくかである。本稿では、オフラインとオンラインそれぞれのトラフィックがどう変化しているのかを分析し、今後、トラフィックの恩恵（＝流量红利）を受けられる市場がどこにあるのかを明らかにしたい。

**オフライントラフィックの変化 ～短期の移動は減り、常住人口は上海周辺と中南沿岸部が増加**

中国全体の人口は2022年から減少に転じ、2022年は人口減少率が0.06%、2023年には0.15%であった。今後、人口増加に転じる可能性は極めて低く、総数は加速度的に減少することが想定されている。

人口の移動は、旅行や出張などによる一時的な移動と、居住地を変える長期的移動の2種類がある。前者について、中華人民共和国文化和旅游部が公表している国内旅行回数のデータを参考にすると、2019年のコロナ前は60億回だった国内旅行が、コロナ後は半分となった。2023年には大きく戻したが、いまだ2019年の80%程度にしか戻っていないことが分かる。足元の景気の影響はあるものの、今後、数年かけて旅行地のトラフィックは当時の水準までは戻っていくのではないだろうか。

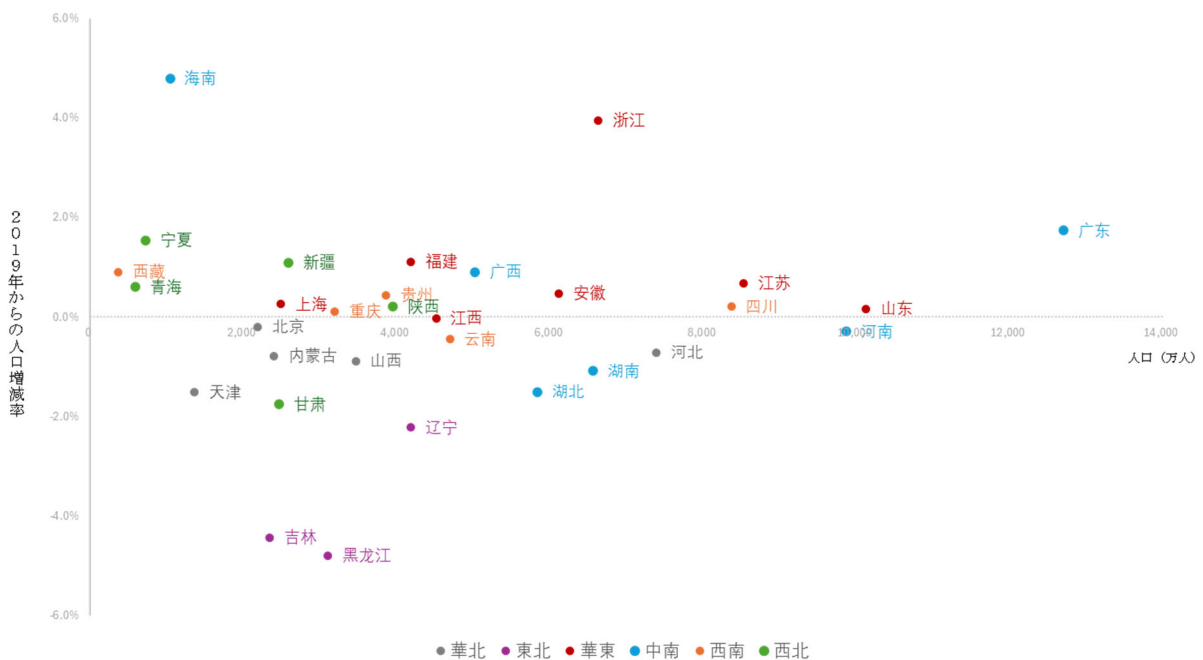
【図表1 中国の都市／農村居住者の国内旅行回数の推移】



出所：中華人民共和国文化和旅游部のデータより筆者作成

長期的な移動に関しては、常住人口（当該地域に6カ月以上住んでいる人口）の変化に着目すると、①中国北部（華北・東北地域）は全ての直轄都市と省で人口減少、②上海市周辺の華東地域は全般に人口増加、③中南地域は沿岸部（海南省、広東省、広西チワン族自治区）とそれ以外で増減がはっきり分かれる、④西南・西北地域は内陸奥部の寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区、チベット自治区で人口増加、という状況が見て取れる。人口規模を鑑みると、上海市周辺（特に浙江省）と中南地域の沿岸部のみが人口増加の恩恵を受けられるエリアといえるだろう。

【図表2 2019年からの人口増減率と2023年時点の各省の人口】



※黑龙江、河南、云南、西藏、宁夏、新疆は執筆時点で2023年の常住人口データが未発表だったため2022年のデータで作成

出所：中経数据（中経数据：CEIdata）および各省政府データより筆者作成

なお、コロナ前を含めた直近10年の常住人口の変化を見ると、中南地域の内陸部、西南地区などはコロナにより明確に人口が減少しており、また、中国北部でも人口が減少している。一方、上海市周辺および中南沿岸部では、人口増加がコロナ前からの長期のトレンドであり、今後も続くことが予想される。

【図表3 中国の直轄市および省別の人口変化率（前年比）の推移】

地域	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
全国	0.7%	0.5%	0.7%	0.6%	0.4%	0.3%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%
華北	2.2%	0.8%	0.3%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	0.1%
北京	1.3%	0.7%	0.3%	2.3%	1.9%	0.1%	0.1%	1.0%	0.7%	0.1%
天津	0.5%	0.3%	0.4%	0.5%	0.2%	0.3%	0.2%	-0.2%	-0.4%	0.4%
河北	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	0.0%	0.4%
山西	-0.2%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.5%	-0.3%	-0.5%	-0.1%	0.0%	-0.2%
内蒙古	-0.2%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.5%	0.6%	0.8%	0.4%
東北	-1.0%	-1.1%	-1.8%	-1.6%	-1.7%	-1.4%	-2.0%	-1.0%	-1.2%	0.4%
辽宁	-1.6%	-2.2%	-1.9%	-1.8%	-2.1%	-2.2%	-2.6%	-1.4%	-0.8%	-
吉林	0.8%	0.4%	0.4%	0.0%	0.4%	0.2%	0.3%	0.0%	0.6%	0.5%
黑龙江	1.1%	0.4%	0.8%	0.5%	0.3%	0.3%	0.1%	0.3%	0.1%	0.1%
華東	1.8%	1.6%	1.5%	1.6%	1.7%	1.6%	1.5%	1.1%	0.6%	0.8%
上海	0.2%	0.2%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%
江苏	1.5%	1.0%	0.8%	1.2%	1.0%	0.8%	0.6%	0.6%	0.0%	-0.1%
浙江	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.3%
安徽	0.6%	0.6%	1.1%	0.6%	0.4%	0.3%	0.6%	0.1%	-0.1%	-0.4%
福建	0.8%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	-0.1%	-
江西	0.3%	0.6%	0.6%	0.3%	0.2%	0.2%	3.1%	1.5%	0.2%	-0.1%
山西	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.3%	0.5%
中南	1.9%	1.6%	2.0%	2.0%	1.7%	1.1%	1.1%	0.5%	-0.2%	0.4%
河南	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.2%	0.4%
湖北	1.7%	1.1%	1.3%	1.5%	1.1%	1.3%	1.7%	0.8%	0.6%	1.6%
湖南	1.1%	0.9%	1.3%	1.1%	0.6%	0.8%	0.7%	0.1%	0.0%	0.7%
广东	0.4%	0.7%	0.7%	0.5%	0.4%	0.4%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%
广西	1.2%	0.8%	1.3%	1.2%	0.5%	0.7%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%
海南	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.7%	0.1%	-
西南	2.3%	1.7%	2.9%	2.7%	1.3%	2.0%	1.3%	0.1%	-0.5%	-
重庆	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.7%	0.3%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%
四川	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.1%	1.1%
贵州	0.8%	0.2%	0.9%	0.8%	0.1%	0.5%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%
云南	1.8%	0.8%	1.6%	1.5%	0.6%	1.0%	0.6%	0.6%	0.4%	-
宁夏	1.8%	0.8%	1.6%	1.5%	0.6%	1.0%	0.6%	0.6%	0.4%	-
新疆	0.8%	0.6%	1.8%	2.1%	1.6%	1.5%	1.2%	-0.1%	-0.1%	-

河北以外はコロナ前から人口は減少傾向、2023年には北京・天津にやや人が戻ったが減少傾向は変わらず

コロナ前から一貫して人口流出

上海周辺はコロナ前から一貫して人口増、上海は2022年に周辺に人が流出したが2023年に戻った

内陸部はコロナで減少へ転換、沿岸部は一貫して増加傾向、広東は上海同様2022年に流出した人が2023年に戻った

いずれのエリアにおいてもコロナ後に人口増加がほぼなくなる

寧夏・青海は人口増加だが、動きは省ごとに異なる

※黒龍江、河南、云南、西藏、宁夏、新疆は執筆時点で2023年の常住人口データが未発表だったため欠損

出所：中経データ（中経データ：CEIdata）および各省政府データより筆者作成

常住人口のデータを都市ランク別に分析すると、コロナ後はほぼ新一級都市と二級都市のみが人口増加していることが見て取れる。各省内においては、三級都市以下から新一級都市もしくは二級都市に人口が移るのがトレンドであり、下沉市場（下沈市場：中国語で三級都市以下の市場を指す）が重要だと言われるものの、実は人口ボーナスという観点からはあまり恩恵はないと言える。

【図表4 都市ランク別の直近3年間における人口変化率（前年比）の推移】

都市ランク	地域	2020	2021	2022
一級都市	華北	0.0%	0.0%	-0.2%
	華東	0.3%	0.0%	-0.6%
	中南	2.7%	0.3%	-0.3%
新一級都市	華北	0.1%	-1.0%	-0.7%
	華東	3.2%	1.3%	1.0%
	西北	4.9%	-0.7%	1.0%
	西南	1.6%	0.5%	0.3%
二級都市	中南	4.5%	3.4%	0.5%
	東北	1.1%	0.5%	0.4%
	華北	4.5%	0.0%	0.1%
	華東	1.5%	0.7%	0.3%
	西南	0.7%	1.9%	1.9%
三級都市	中南	1.8%	0.8%	-0.1%
	華北	0.5%	0.0%	-0.3%
	華東	-1.3%	-0.1%	-0.2%
	西北	2.2%	1.2%	0.0%
	西南	-0.3%	-0.3%	0.0%
四級都市	中南	-1.1%	-0.4%	-0.1%
	東北	-1.2%	-0.7%	-1.1%
	華北	-2.0%	-0.4%	-0.2%
	華東	-1.3%	-0.2%	-0.2%
	西北	-0.8%	-0.5%	-0.2%
五級都市	西南	-0.1%	-0.5%	-0.1%
	中南	-0.9%	-0.6%	-0.3%
	東北	-2.2%	-1.5%	-1.7%
	華北	-3.6%	-0.6%	-0.4%
	華東	0.1%	-0.2%	0.0%
	西北	-0.9%	-0.4%	0.0%
	西南	-0.4%	-0.7%	-0.3%
	中南	-2.5%	0.1%	0.0%

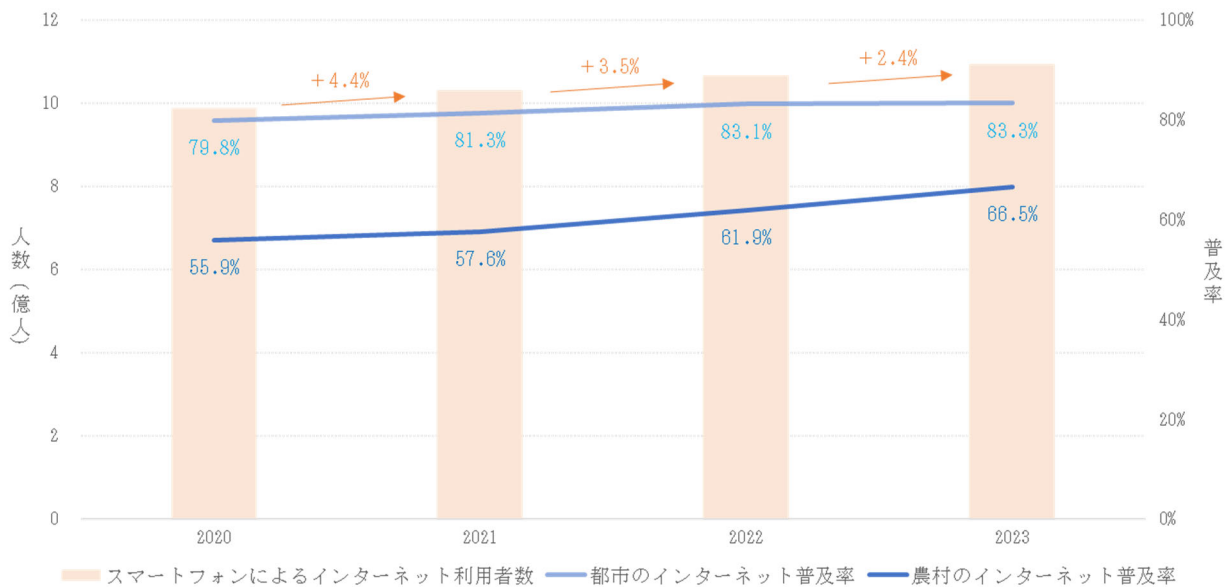
- 中経データで常住人口のデータを2020年-2022年の3年分全て取得できた都市を対象に分析（23年のデータが開示されている都市は少ないため除外）
- 都市ランクは毎年変動するが2024年3月時点の中経データのデータの定義に従った
- 分析対象となった都市とランクは以下の通り
  - 一級都市：北京、上海、广州、深圳
  - 新一級都市：天津、南京、苏州、杭州、宁波、合肥、青岛、郑州、武汉、长沙、东莞、重庆、成都昆明、西安
  - 二級都市：石家庄、保定、太原、沈阳、大连、长春、哈尔滨、无锡、徐州、常州、南通、温州、嘉兴、绍兴、金华、台州、福州、厦门、泉州、南昌、济南、烟台、潍坊、临沂、珠海、佛山、惠州、中山、南宁、贵阳
  - 三級都市：唐山、邯郸、邢台、沧州、廊坊、呼和浩特、连云港、淮安、盐城、扬州、镇江、泰州、宿迁、湖州、芜湖、蚌埠、安庆、滁州、阜阳、宿州、六安、莆田、漳州、宁德、九江、赣州、宜春、上饶、淄博、济宁、泰安、威海、德州、聊城、菏泽、洛阳、安阳、新乡、南阳、商丘、信阳、周口、驻马店、宜昌、襄阳、荆州、黄冈、株洲、衡阳、岳阳、常德、汕头、江门、湛江、肇庆、清远、潮州、揭阳、柳州、桂林、海口、三亚、绵阳、南充、遵义、咸阳、渭南、兰州、银川、乌鲁木齐
  - 四級都市：秦皇岛、张家口、承德、衡水、大同、长治、晋中、运城、临汾、包头、赤峰、鄂尔多斯、鞍山、锦州、营口、盘锦、吉林市、延边州、齐齐哈尔、大庆、佳木斯、牡丹江、衢州、舟山、丽水、淮南、马鞍山、淮北、铜陵、黄山、亳州、宣城、三明、南平、龙岩、景德镇、吉安、抚州、枣庄、东营、日照、滨州、开封、平顶山、焦作、濮阳、许昌、漯河、黄石、十堰、鄂州、荆门、孝感、咸宁、恩施州、湘潭、邵阳、益阳、郴州、永州、怀化、娄底、韶关、茂名、梅州、汕尾、河源、阳江、北海、玉林、泸州、德阳、遂宁、内江、乐山、眉山、宜宾、达州、毕节、铜仁、黔东南州、黔南州、曲靖、红河州、西双版纳州、大理州、宝鸡、汉中、榆林、西宁
  - 五級都市：阳泉、晋城、朔州、忻州、吕梁、乌海、通辽、呼伦贝尔、巴彦淖尔、乌兰察布、兴安盟、锡林郭勒盟、阿拉善盟、抚顺、本溪、丹东、阜新、辽阳、铁岭、朝阳、葫芦岛、四平、辽源、通化、白山、松原、白城、鸡西、鹤岗、双鸭山、伊春、七台河、黑河、绥化、大兴安岭地区、池州、萍乡、新余、鹰潭、鹤壁、三门峡、随州、张家界、湘西州、云浮、梧州、防城港、钦州、贵港、百色、贺州、河池、来宾、崇左、三沙、儋州、自贡、攀枝花、广元、广安、雅安、巴中、资阳、阿坝州、甘孜州、凉山州、六盘水、安顺、黔东南州、玉溪、保山、昭通、丽江、普洱、临沧、楚雄州、文山州、德宏州、怒江州、迪庆州、拉萨、日喀则、昌都、林芝、山南、那曲、阿里地区、铜川、延安、安康、商洛、嘉峪关、金昌、白银、天水、武威、张掖、平凉、酒泉、庆阳、定西、陇南、临夏州、甘南州、海东、海北州、黄南州、海南州、果洛州、玉树州、海西州、石嘴山、吴忠、固原、中卫、克拉玛依、吐鲁番、哈密、昌吉州、博尔塔拉州、巴音郭楞州、阿克苏地区、克孜勒苏州、喀什地区、和田地区、伊犁州、塔城地区、阿勒泰地区

出所：中経データ（中経データ：CEIdata）データより筆者作成

**オンライントラフィックの変化 ～ECはまだ伸びるがショートムービーは天井、成長は本地生活**

オンライントラフィックの元となるインターネット利用者数は、いまだに毎年2-3%の増加を続けている。都市部のインターネット普及率は83%と日本と変わらない水準であり、増加はほぼ止まってきている（総務省のデータに基づく日本は2022年の普及率が85%。日本は1年以内のインターネット利用有無で判断しているのに対し、中国は週平均1時間以上の利用で判断しており、実際は日本の普及率を超えている可能性が高い）。利用者数増加は、主に農村での普及によって支えられており、都市部との普及率に17%も差がある。しかし、農村での普及率が毎年約4%伸びていることを鑑みると、今後、数年はしばらく伸び続けると予測される。

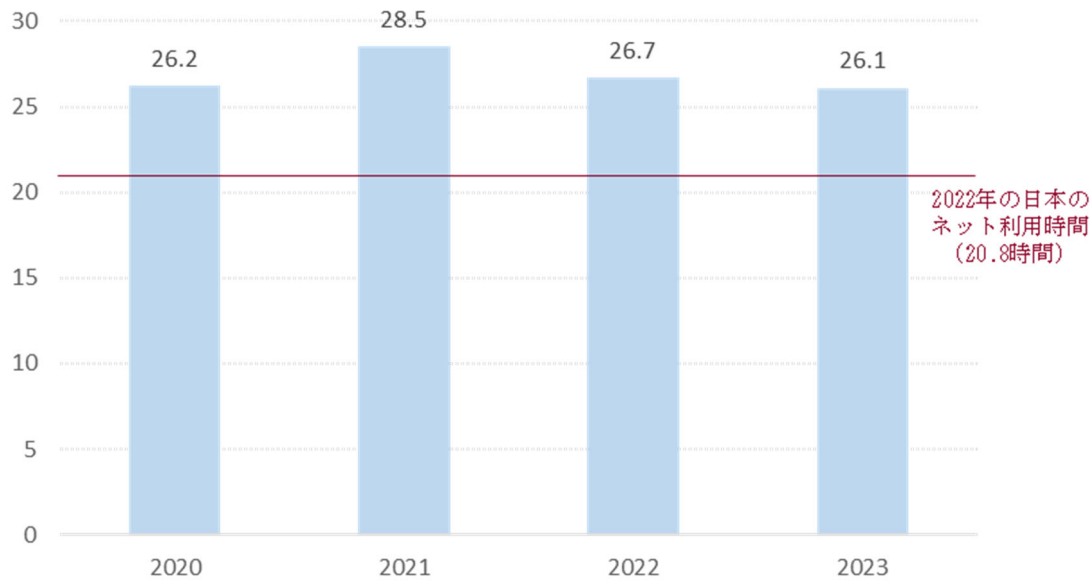
**【図表5 中国のスマホでのインターネット利用者数、都市／農村のインターネット普及率推移】**



出所：中国互联网络信息中心（中国インターネット情報センター：CNNIC）「第53次中国互联网络发展状况统计报告（第53回中国のインターネットネットワークの発展に関する統計報告書）」より筆者作成

1人あたりのインターネット利用時間は週26時間ほどであり、既に日本のインターネット利用時間の平均を大きく上回っている。しかし、ここ2年連続で-6.3%、-2.3%と下がってきており、インターネット利用者数の増加をほぼ打ち消す形となっている。オンラインにおいては、ユニークユーザーの数は増えていても、訪問回数／時間の総計は増えていないのが現状だと考えられる。

【図表 6 中国における 1 週間あたりの平均インターネット利用時間の推移および日本との比較】



出所：中国互联网络信息中心（中国インターネット情報センター：CNNIC）「第 53 次中国互联网络发展状况统计报告（第 53 回中国のインターネットネットワークの発展に関する統計報告書）」および総務省「情報通信統計データベース」より筆者作成

アプリケーション（アプリ）の利用状況としては、抖音に代表されるショートムービーのカテゴリはいまだ上昇トレンドではあるが、既に普及率は天井といえよう。個別アプリごとの統廃合はあるものの、特筆すべきなのは、トラフィックが全体のインターネット利用者の伸び以上になることは、もはやほばない点である。アプリ利用状況の調査を行う QuestMobile の 2023 年 6 月のデータによると、ショートムービーは 20 代（主に学生）と 40 代以降、二級都市以下の都市で利用率が多く、「時間のある人たちが暇つぶしに見るスマートフォン（スマホ）型のテレビ」として既に定着している。

天猫（Tmall）や京東商城（JD）に代表されるネットショッピングの普及率は、ショートムービーに比べて 10%以上低く、2-3 年は伸びていく余地があると思われる（意外に思われるかもしれないが、大型電子商取引（EC）プラットフォームは流通取引総額（GMV）が伸びなくなったことで「終わった」と言われることが多い。しかし、QuestMobile を始めとするアプリの利用状況を解析する企業のデータを見ると、アプリの利用者自体は数%増加しているとするものが多い。ネット利用者自体の増加とネットショッピングの普及率上昇のためだと思われる）。一方、生放送やデリバリーといった別の販売形式を取るサービスの普及率は上昇余地があるため、今後しばらく利用は進む傾向だと思われる。

【図表7 スマホアプリの種類別のユーザー規模と普及率】

アプリの種類	ユーザー規模	前年比	普及率
ビデオサービス（含むショートムービー）	10.67	3.5%	97.7%
インスタントメッセージ	10.60	2.1%	97.0%
ショートムービー	10.53	4.1%	96.4%
ネットショッピング	9.15	8.2%	83.8%
生放送	8.16	8.7%	74.7%
デリバリーサービス	5.45	4.5%	49.9%

出所：中国互联网络信息中心（中国インターネット情報センター：CNNIC）「第53次中国互联网络发展状况统计报告（第53回中国インターネット発展統計報告）」より筆者作成

艾瑞咨询（アイリサーチ：iResearch）の「2023年中国モバイルインターネットトラフィック年次報告書（2023年中国移动互联网流量年度报告）」ではCNNICよりもさらに細かいデータが載っている。それを見ると、2022年に対して10%以上ユーザーの利用率が上がったのは「生活服务（生活サービス）」「社区社交（ソーシャル）」「汽车服务（自動車関連サービス）」「美食外卖（外食デリバリー）」となっている。

伸び率トップは生活サービスの16.2%だが、それは「本地生活」と呼ばれる実店舗を持つレストラン、スーパーマーケット、レジャー施設、ホテルを対象に、オンラインで予約・デリバリー・団体購買などのサービスを提供するアプリの伸びが主な原因である。代表的なアプリが美团（美团：メイトゥアン）であり、同報告書では1年間で23.5%のトラフィックを増やし、4.2億人のMAU（Monthly Active Users）に到達したと報告されている。実は抖音も、最近は本地生活の機能を急速に強化してきており、周辺のレストランなどをライブや動画で紹介し、送客モデルへとビジネスの軸足を移している。

「社区社交（ソーシャル）」はアイリサーチによる2023年第3四半期（Q3）のレポートを参考にすると、小红书（RED）、知乎（zhihu）といったアプリが10%程度の成長を牽引している。これらのアプリは、生活上で必要となる知恵や知識を交換するプラットフォームである。実際の消費者や知識人が書き込んでおり、信頼性が高いとされているのが特徴である（アイリサーチの2023年Q3の報告書では微博（Weibo）も10%以上の成長をしているとされているが、QuestMobileなどの分析と大きく異なる他、微博自身が発表した2023年のMAUの成長率は2%であり、実際とはギャップがあると思われる。他のアプリ傾向はQuestMobileなどと同じ傾向にあり、一定の信頼ができると考えられる）。

このように考えると、4つのカテゴリのうち「汽车服务（自動車関連サービス）」はコロナ後の外出の回復に伴うものだとすると、トラフィックは地元サービスの紹介メディアとオンライン上での交



流の2つに向かっていると言えるだろう。「生活服务(生活サービス)」も「美食外卖(外食デリバリー)」もライブ、動画、画像などさまざまな形で紹介されており、美团や抖音は「ネット時代のローカルテレビ・ローカル雑誌」を作ること、トラフィックを集めているのではないだろうか。

### まとめ

今回は、オフラインとオンラインのトラフィックに着目して分析を行った。結論は、オフラインの短期的な移動はコロナ前の水準に戻っておらず、数年かけて戻っていくものと思われる。移住を伴う長期の移動については、新一級都市および二級都市では人口が増え、上海周辺および広東・広西・海南エリアでは成長が見込める。オンラインはインターネット普及率の増加により、ユーザー数は毎年2-3%程度増加するも、利用時間は減少傾向であり、総利用時間としては横ばいに近い状況といえる。今まではショートムービーが急速に伸びていたが、既に天井を迎えている。ECは、利用率が数年は上昇する余地があるが、現在・今後の大きな伸びは「地元密着の生活サービス」と「インターネットでの交流」に依存しそうである。

本来は消費能力や人口属性などトラフィックの質も含めた分析をするべきだが、今回の示唆として「下沉市場をやみくもに目指すよりは、人口増加地区の新一級都市・二級都市の攻略をきちんとできているか」「オンラインではショートムービーの次に本地生活のメディアとして美团や抖音の活用に取り組んでいるか」といった点をまず考えてもよいのではないだろうか。

(執筆者連絡先)

游仁信息科技(上海)有限公司

COO 栗栖祐哉

メールアドレス: yuya.kurusu@yo-ren.com

経済

外資企業誘致の姿勢を強化する中国政府

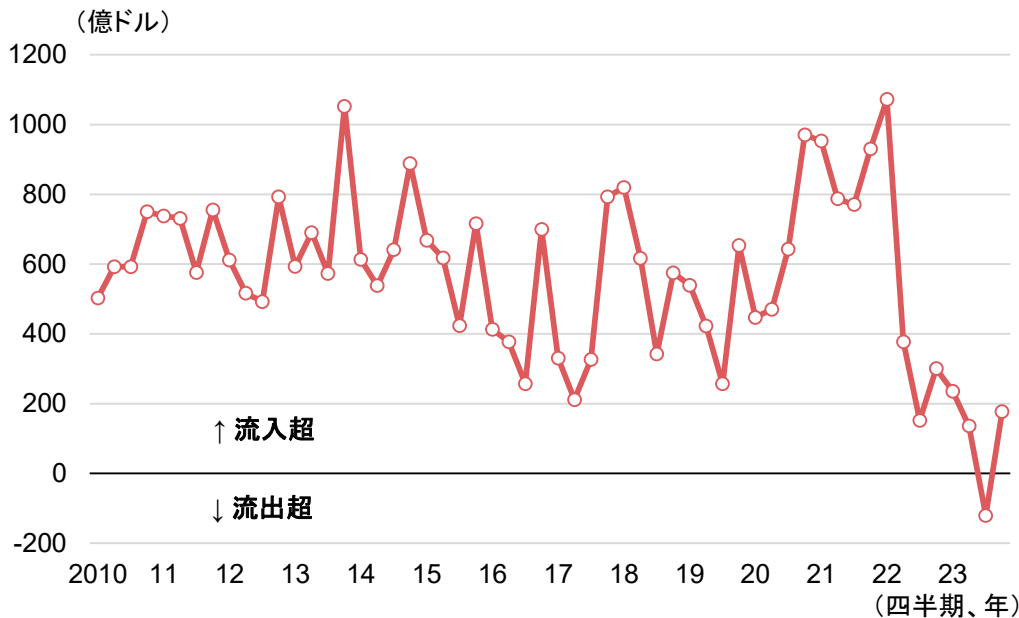
三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
 調査部  
 研究員 丸山健太

政府は外資誘致姿勢を強化

中国政府は2023年半ば以降、外資企業誘致の姿勢を強化した。2023年8月、政府は「外資企業の投資環境の一段の最適化と外資企業投資誘致の強化に関する意見」を公表したほか、同年10月の「一帯一路」フォーラムで、習近平党総書記は製造業の外資参入の自由化推進を大々的に宣言した。さらに、2024年3月の全国人民代表大会で、政府は外資誘致の方針を改めて強調し、「高水準の対外開放を着実に推進し、外資の誘致・活用をさらに促進するための行動計画」を公表した。「行動計画」では、外資企業参入のネガティブリストの縮小など、5分野24項目の具体的な政策方針が示された。

中国政府が外資誘致を本格化させた背景に、外資企業による対中投資の急減がある。海外から中国への直接投資の流入から流出を差し引いた「対内直接投資（ネット）」は2023年7~9月期に、四半期ベースでの公表が始まった1998年以来、初めてマイナスになった（図表1）。2023年通年でも427億ドルと、2000年以来23年ぶりの低水準を記録した。

【図表1 対内直接投資（ネット）の推移】



(出所) 国家外貨管理局より三菱UFJリサーチ&コンサルティング (MURC) 作成

### 外資企業を中国にとどめておきたい政府の思惑

中国政府が対内直接投資の減少に歯止めをかけようとする目的は2つある。第一に、中国経済が減速する中、政府は外資企業に景気の牽引役を期待している。製造業を含む工業分野で外資企業は、企業数で全体の1割程度にとどまるものの、売上高では全体の22.0%、利潤総額では24.6%と、中国経済のかなりの部分を占める(2021年、国家統計局より)。不動産不況が長期化しているうえ、ゼロコロナ政策撤廃後のリベンジ消費が期待外れに終わるなど、景気回復の牽引役が不在となる中、外資企業にその役割を期待する向きがある。

第二に、中長期的な視点から、外資企業には潜在成長率を押し上げる役割が期待される。中国では、すでに人口が減少に転じ、人口ボーナス期が終わったこともあり、潜在成長率は構造的に低下傾向にある。中国は、2023年の1人当たり国民総所得(GNI)が1万2,597ドルと、世界銀行が定義する「高所得国(1万3,846ドル以上)」の水準に届かず、「高中所得国」に分類される。一般に、経済発展の段階が遅れている国・地域は、先進国・地域が試行錯誤の中で蓄積した技術や経験を、低コストで利用できる。この「後発性の利益」を十分に活用するためには、先進技術や経験を持つ外資企業が国内市場で活発に経済活動を展開することが不可欠である。

### 外資誘致策の効果は、短期的には期待できず

外資企業に短期的な景気の牽引役、中長期的な成長のエンジンとしての役割を期待し、政府は外資誘致策を強化した。しかし、2022年以降の外資企業の対中投資減少をもたらした要因を取り除くことは容易でなく、外資企業の投資がすぐに回復する可能性は低い。

外資企業の対中投資が減少した要因として3つ挙げられる。第一に、中国におけるビジネス環境の悪化である。2020年の香港国家安全維持法の成立・施行や、2023年の反スパイ法改正など、ここ数年で、外資企業の中国における経営環境の不透明度が急激に増した。中国政府は、2022年の共産党大会以降、党の統治の安定を最優先とする方針を明確にしており、外資企業はこの方針に沿う形で法規制が恣意的に運用されるリスクを警戒している。

第二に、中国景気の減速である。2022年以降、不動産不況やマインド悪化による需要不足などを背景に、中国の経済成長率は鈍化した。それでも先進国より高い成長率を維持しているが、以前ほどの高成長は見込めず、中国市場の魅力は低下したといえる。

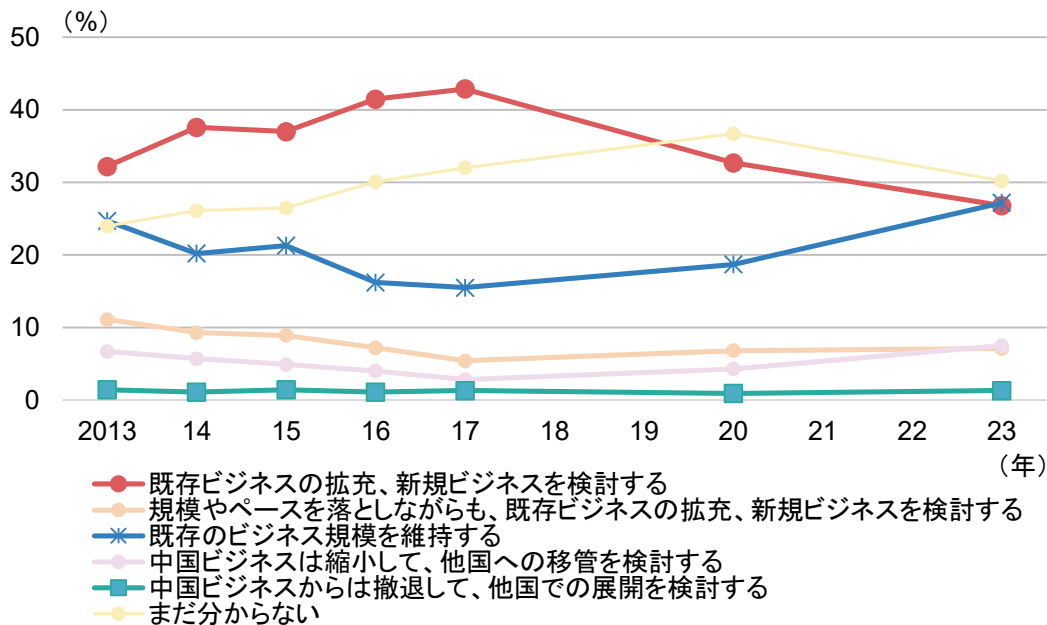
第三に、地政学リスクの高まりである。2018年に当時の米・トランプ大統領の下、米中対立が本格化した後、米中間で関税の引き上げや重要物資の禁輸などの措置が実施された。日本をはじめ、多くの国・地域も米中対立に巻き込まれ、デカップリングやデリスキングを進めたことで、米国や米国の友好国・地域に本拠を構える外資企業に、中国でのビジネスが突然継続できなくなるなどのリスクが生じた。

**外資誘致には粘り強い取り組みが不可欠**

以上の要因は、いずれも短期間での改善は難しい。それでも、外資企業に中長期的な成長のエンジンとしての役割を担ってもらうため、政府が全国人民代表大会（全人代）などで方針として対外的に示した外資企業への市場開放に向けた取り組みを着実に推進する必要がある。それとともに、法規制の運用の透明性を高め、米国をはじめ他国・地域と安定的な関係を維持することで、外資企業の中国事業リスクを極力引き下げることが肝要となる。

日本企業に関していえば、中国ビジネス拡大の意欲は足元で低下が顕著である一方、直近では現状を維持するとの企業の割合が高く、本格的に撤退を検討している企業はまだ少ない（図表2）。欧米企業にも同様の傾向がみられ、多くの外資企業は、中国市場からの撤退をいまだ本格化していない。したがって、今後、中国政府が粘り強く外資誘致策に取り組みれば、中国は外資企業をエンジンに経済成長を実現し、外資企業は中国で稼ぐという共栄関係を再び築くことも十分可能だろう。

**【図表2 日本企業における今後の中国ビジネス展開の方針】**



(出所) 日本貿易振興機構 (2024年) 「2023年度ジェトロ海外ビジネス調査 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」 [報告書版] p.34 より MURC 作成

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: k.maruyama@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

## 税務・会計

## 新たな国際課税ルール「利益 B」とその影響

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

経済協力開発機構 (OECD) は、2024年2月に「第1の柱 (Pillar 1) - 利益 B」と題されるガイダンス (以下「利益 B ガイダンス」) を公布した。利益 B ガイダンスは、OECD 及び G20 BEPS 包摂的枠組みにおいて 2021年10月に合意されたコミットメントを基にしており、すでに「OECD 移転価格ガイドライン」の第4章 (移転価格に関する紛争の回避及び解決のための税務執行上のアプローチ) の添付文書に組み入れられ、選択可能で簡易な方法を提供している。

各管轄地域は、2025年1月1日以降に開始する会計年度から、利益 B ルールを当該管轄地域において適用対象となる流通業者、販売代理人及び委任代理人に適用することが選択できる。

利益 B の実施は、適用対象となる流通業者による移転価格ルールの適用を変更させる可能性がある。日本と中国は利益 B の適用を承諾しておらず、将来も統一的に準拠するとは限らない。新たな国際税務トラブルの発生を防止するため、対象となる多国籍企業は、まずグループ内のサプライチェーンにおいて販売会社とのプライシングポリシーを再確認し、利益 B ルールとの整合性について検証する必要がある。

## 背景

利益 B は、国際的な税制改革の2つの柱のうちの第1の柱のコアとなる構成部分である。利益 B は、「基本的なマーケティング・流通活動」を行う事業体が従事する関連者間取引を対象としている。そして、独立企業間原則 (アームズ・レングス原則) を適用するとともに、関連活動から得られるリターンの確定を簡素化するものである。

一部の租税徴収管理能力が不十分な発展途上国 (「キャパシティの小さい」国) は、自国の管轄地域で「基本的なマーケティング・流通活動」を行う事業体の利益・リターンの合理性を評価するにあたって、従来の移転価格分析 (詳細な機能・リスク分析や比較可能性分析など) を実施するための十分な資源と能力を有していない。一方、利益 B は、「キャパシティの小さい」国の税務機関が、租税徴収管理資源を節約し、納税者が租税徴収の確実性を得られるよう、簡素化された価格設定方法を提供している。

なお、利益 B ガイダンスでは、どの管轄地域が利益 B の適用を承諾したかを明記していないことに留意が必要であり、実施が任意である点が極めて重要である。また、「キャパシティの小さい」国についても定義されていない。

## 概要

利益 B ガイダンスでは、適用範囲、価格設定、ファイルの準備に対する納税者の支援、移行期間、租税徴収の確実性、二重課税の回避などについて取り上げている。

### ● 利益 B の適用

管轄地域は、利益 B を適用するかどうかを選択できる。管轄地域が利益 B を適用する場合、当該管轄地域の納税者を対象に、任意のセーフ・ハーバー・ルール（特定の状況や一定の条件を満たせば、違反にならないとされる範囲）又は強制ルールとして利益 B の適用を選択できる。

### ● 適用対象取引及び移転価格算定方法

利益 B の適用対象となる流通活動は、主に有形貨物の卸売であり、非有形商品、サービス、コモディティは対象外となる。適用対象となる取引は、内部独立価格比準法（CUP）を特定できない限り、移転価格算定方法の取引単位営業利益法（TNMM）を適用しなければならない。

### ● 価格設定

プライシングマトリックスが示され、業界分類、運営費用／売上高、資産集約度の異なるディメンションに基づいており、営業利益率の範囲は 1.5～5.5%となる。プライシングマトリックスの適用にあたり、運営費用が利益率に与える影響を制限するために、上限と下限を設けている。

グローバルにおけるデータセットにおいて、現地の比較可能なデータが限られており、ソブリン格付けが低い（BBB-未満）一部の管轄地域（「適格管轄地域」）に対する救済措置として、これらの管轄地域で事業を展開する企業により高い利益率を付与する利益調整メカニズムがある。適格管轄地域のリストは、2024年3月末に OECD の公式サイトで公布されている。

### ● ファイルの準備

納税者は、税務機関が利益 B の適用性及び価格設定方法の合理性を評価するための十分かつ信頼できる情報を入手できるよう、関連ファイルを準備する必要がある。

### ● 租税徴収の確実性と二重課税の解消

管轄地域が利益 B ルールの適用について選択権を有することを踏まえて、ある管轄地域が利益 B を適用した結果は、利益 B を適用していない取引相手が所在する管轄地域に対して拘束力を有しない。

また、利益 B ガイダンスでは、包摂的枠組みメンバーは、特に利益 B ルールを適用する管轄地域が「キャパシティの小さい」国に該当する場合は、なおさら適用の結果を可能な限り尊重し、潜在的な二重課税を排除するためにあらゆる合理的な措置を講じるべきである。とりわけ、管轄地域の双方が二国間租税条約を締結した場合には、そうすべきであると指摘している。

## 分析

利益 B は強制的なルールではないため、日本と中国を含むどの国が適用するかについては、引き続き注視する必要がある。利益 B ルールの設計について、すべての包摂的枠組みメンバーから合意を

得ているものではない。

アフリカ諸国の多くは、利益 B ルールが基本的なマーケティング・流通活動において直面する移転価格関連課題への対応に貢献し、アフリカにおける移転価格の状況を変える可能性があると考えているようだ。アフリカ諸国の多くの税務機関は、移転価格に関する紛争の 30~70%がこのような活動に関連すると報告している。

「キャパシティの小さい」国が利益 B ルールを実施した場合、包摂的枠組みメンバーは利益 B の適用に従うことを承諾し、二国間租税条約の枠組み内で主管税務当局の協議を整備することを通じて租税紛争の解決を図る。しかし、多くの「キャパシティの小さい」国の租税条約ネットワークに限りがある可能性があり、かつ、このようなコミットメントは若干の条件／例外による制約を受けるため、その効果に関しては検証が待たれる。

今後、利益 B が OECD 移転価格ガイドラインに反映され、多くの国がこの制度を適用する可能性がある。従来、グループ内の販売機能を担う会社に対して、果たす機能、ビジネス上の諸要素、市場の状況などを企業が自ら総合的に判断し、利益水準をコントロールしていたが、当制度の適用により、価格設定を見直す必要が出てくる。つまり、当制度との整合性が求められ、実務的インパクトが生じることが考えられる。

さらに、サプライチェーンにおける各国の適用判断が異なる場合もあり、利益配分の主張に関する異議がある場合、新たな国際税務トラブルが発生する可能性もある。

### 多国籍企業がとるべきアプローチ

利益 B の実施は、適用対象となる流通業者による関連移転価格ルールの適用を変更させる可能性がある。現行の一般的な方法と比較して、利益 B ルールは運営資産が流通活動のリターン率に与える影響をも強調している。現在、多国籍企業は、異なる地域において、基本的な流通活動に対して標準化されたリターンを設定する傾向がある。しかし、利益 B で使用されるプライシングマトリックスは、異なるディメンションと要因を考慮しているため、関連する活動におけるリターンの標準化の度合いを低下させる可能性がある。多国籍企業は、利益 B が現行の移転価格ポリシーに与える潜在的な影響をよりよく把握するために、5~10カ所の試行運用事業体における利益 B の影響をモデリングすることを検討されるよう提案する。

納税者は、税務機関による利益 B の適用性の検査に対応するために、関連ファイルの準備を重視すべきである。一部の事実情報は、現行のローカルファイルとマスターファイルですでに掲載されており、納税者は、現行のコンプライアンスファイルの準備と情報開示戦略を重視し、余分なコンプライアンス負担を可能な限り回避すべきである。ただし、複数の機能を有する企業については、販売機能に係る合理的なセグメント別損益分析が必要となる。

日本と中国を含む各国が利益 B を適用するかどうかはまだ明らかではない。多国籍企業は、事業を展開している各管轄地域におけるルールの実施状況を引き続き注視し、ルールがもたらす潜在的な

影響に効果的に対処するために、グループ内の関連企業に対する利益 B の影響について事前の分析・評価の実施を検討されるよう提案する。

利益 B ルールの実施前に締結された二国間又は多国間の移転価格事前確認 (APA) 及び相互協議手続きについて、二国間で合意された条項と条件は引き続き効力を有する。利益 B ルールの実施後、異なる税務管轄地域における移転価格調査によって生じる二重課税に関して、一方の管轄地域で利益 B ルールを適用していない場合、利益 B ルールは双方に対して拘束力を持たない。利益 B に関連する租税紛争に遭遇した場合、企業は、既存の二国間又は多国間の措置を積極的に利用して、納税の確実性を高め、潜在的な二重課税リスクを解消されるよう提案する。

多国籍企業は、まずグループ内のサプライチェーンにおいて、販売会社とのプライシングポリシーを再確認し、利益 B ルールとの整合性について検証すべきである。その上で見直しが必要となる場合、グループ内のプライシングポリシーの統一管理、さらに中国を含む取引相手国の移転価格調整金の取り扱いを確認しながら、社内の期末調整ルールの導入や APA の活用など、積極的な対応を検討されることを提案する。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel: +86-21-2212-3678 E-mail: jie.xu@kpmg.com



## 法務

中国最高人民法院公布の典型裁判例からみた契約関連最新規定とその注意点  
～民法典契約編通則司法解释の要点～

金杜法律事務所 (King &amp; Wood Mallesons)

パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授

劉新宇 (Liu Xinyu)

## I はじめに

民商事法律関係の処理において最も重要な契約関係について、「中華人民共和国民法典」(以下、「民法典」) 契約編通則は、契約条項の解釈、取引慣習等を定める一般規定を設けたが、原則にとどまるものが多い。契約関係をめぐる司法実務の裁判指針を示すため、最高人民法院は、2023年12月4日に「中華人民共和国民法典契約編通則の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈」(法釈[2023]13号。以下、「解釈」)を公布した。その翌日には当該解釈に関する典型事例(以下、「典型事例」)を公布し、この「典型事例」を通じて「解釈」の規定をより直接的に解説している。本稿は、企業経営における契約関連の重要論点について、「典型事例」の分析を通じて「解釈」の解説を行うとともに、企業としての注意点を提示するものとした。

## II 典型事例

## 事例1. 予約契約—A社とB社との家屋売買契約紛争事件

## (1) 事実の概要

・2006年9月20日、売主A社と買主B社が締結した「家屋売買合意書」は、目的物たる家屋の位置、面積、代金総額等のほか、双方が家屋売買契約の内容及び支払い方法について協議の予定があること、その協議が成立したときは同合意書が自動的に失効することを定めていた。B社は、A社の株主たるC社に計1,000万元を支払い、これを受けたC社は、手付金領収書を発行した。翌年1月4日、A社はB社に目的物たる家屋を引き渡し、それ以来B社は当該家屋の使用を継続した。

・2009年9月28日、A社・B社双方は正式な家屋売買契約の締結に向けて、価格その他に関する交渉を開始したが、合意には達しなかった。2010年3月3日、A社はB社に対して「家屋売買合意書」の解除通知書を発出し、家屋の明け渡し、使用料及び手付金の支払いを要求した。これに対し、B社は、双方間の「家屋売買合意書」は既に成立した適法かつ有効なものであるとして、家屋の名義変更に係る登記手続きの履行を求めA社を提訴した。

## (2) 判旨

当事者間で締結された契約が本契約か、あるいは予約契約であるかに関する判断の根本的な基準は、「双方間の権利義務を明らかにするために、予約契約締結後に新たな本契約を締結する意思を有しているか否か」である。当事者が目的物、数量、価格等の内容について合意したとしても、その後

の一定期間内に別個の契約を締結しなければならないとの合意もしていた場合、前者の合意は予約契約であって本契約ではない。これに対し、当事者が予約契約の締結後に目的物の引き渡し、対価の支払い等を履行したときは、当事者はその行為によって実際に本契約を締結したものと認定すべきである。

本件において、当事者双方間の「家屋売買合意書」の約定のみからすれば、その性質は予約契約である。しかし、その締結後の当事者双方の一連の行為から見れば、家屋売買の法律関係が成立していると認定することができる。

以上のように、当事者の意思表示については、双方間の合意書のみを根拠として簡単に認定することはできず、関連する合意の内容及び当事者が取引遂行のために行ったその後の交渉、履行行為等も総合的に勘案すべきである。

**(3) 「解釈」の関連規定と実務における注意点**

一部の取引について、当事者は正式な契約締結を前に、相手方を拘束するために取引意向を確認する書面（意向書、基本合意書（MOU）等）を取り交わすといった方法が多くとられる。「民法典」第495条は、「予約契約」の成立に関する基本的な規定を定め、当事者が将来の一定期限内の契約締結について合意した引受書、注文書、予約書等があれば、これを予約契約と扱うものとした。しかし、これらの文書の内容がそれぞれ異なることから、その名称のみに基づき性質を確定するのは困難であり、実務においても常に争いが生じている。

これに関し、「解釈」第6条は上記判決と同旨の規定となっている。また、「解釈」は、関連文書の性質につき、その内容に応じて「取引意向」、「予約契約」、及び「本契約」に区分するものと明確化した。「民法典」及び「解釈」の関連規定に基づいてこれら3つの差異を整理すると、下表のようになる。

**【表：「取引意向」「予約契約」「本契約」の差異】**

	取引意向	予約契約	本契約
形式	意向書、備忘録等	引受書、注文書、予約書等	引受書、注文書、予約書等
内容	取引の意向を示すにとどまり、将来の一定期限内の契約締結に関する合意はなく、又はその合意があっても、将来締結する契約の当事者、目的物等の確定が難しい場合。	将来の一定期限内の契約締結に関する合意があり、又は将来の一定期限内の契約締結を担保するために手付金が支払われ、さらに、将来締結する契約の当事者、目的物等の内容も確定される場合。	契約の目的物、数量、価格、報酬等の主要内容について既に合意に達し、契約成立のその他要件を充足し、さらに、将来の一定期限までに別個の契約を締結する旨の明確な合意がなく、又はその合意があっても、当事者の一方が履行し、かつ、相手方がこれを受けた場合。

	取引意向	予約契約	本契約
違約の事由	法的拘束力がないため、違反しても違約とされない。	当事者の一方が本契約の締結を拒絶し、又は本契約の締結交渉における信義則違反のため本契約の締結が不能となる場合。	当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又はその履行が合意に適合しない場合。
違約の法的効果	法的拘束力がないため、違反しても違約とされない。	本契約の締結不能により生じた損害の賠償。当事者間に合意があるときはその合意により、合意がないときは、人民法院において、予約契約の内容の完全性の程度、本契約締結要件の充足の程度等の要素を総合的に勘案して決定。	履行の継続、救済措置の行使、損害賠償等の違約責任。

(出所) 資料を基に執筆者作成

## 事例 2. 事情変更の原則—D 社と E 村の村民委員会等との契約紛争事件

### (1) 事実の概要

・2019年初頭、E村の村民委員会とD社との間において、同村内の観光資源の開発・建設に関する運営合意書が締結され、その期間は50年と設定された。2019年末、E村所在市を所轄する水務局が、その運営合意の範囲に含まれる河川の両岸を都市青線（都市青線の内側で各建設を行うには、承認された都市計画に適合しなければならない）と画定し、都市青線内の建設を管理するようになった。

・D社が河川両岸の都市青線への画定について知ったのは2019年11月頃であったが、2020年5月11日、同社はE村の村民委員会に対し運営合意書の解除要求書を発出した。その後、D社は、運営合意書の解除又は終了、E村の村民委員会による損害賠償等の負担を求め、同委員会を提訴した。調査によると、運営合意書の範囲のほとんどは都市青線の外側に位置し、また、河道管理検収に合格すれば、都市青線の区域内においても開発・建設を行いうることが判明した。

### (2) 判旨

当事者は提携の性質を有する長期契約を締結し、政策変更のためその履行に影響が生じたものの、それは契約締結時における「予見しえない重大な変更」ではなく、変更後の政策上の要求に照らして調整を行えば、契約履行の継続に影響が生ずることはなく、履行を継続した場合に一方の当事者に対して明らかな不公平となることもない。この場合、当事者は、「民法典」第533条に定める事情変更の原則に基づいて契約の変更又は解除を請求することはできない。

本件において、D社・E村の村民委員会の双方は、運営区域における民泊・観光資源の開発・建設について合意した。だが、E村の域内を流れる河道には、本合意書の締結時において既に山地河道が存在していたことから、「予見しえない重大な変更」が生じたとはいえず、都市青線の画定後、D社において相応の行政許可手続きを行い、又は政策文書に定める具体的な要求を満たせば開発の継続は可能である。したがって、都市青線の画定は事情の変更に該当しない。

また、E村の村民委員会による違約行為は存在しないのに対し、運営範囲における民泊・観光資源の開発中止を明示したD社は違約当事者となる。双方は契約の解除又は終了の合意に達することができず、契約のデッドロック（行き詰まり）に陥った。これは「民法典」第580条第1項第2号に定める「債務の目的物が履行強制に適さない」状況に該当する。このため、違約当事者の請求に基づき契約上の権利義務関係の終了を命じ、違約当事者が相応の違約責任を負うと判断すべきである。

### (3) 「解釈」の関連規定と実務における注意点

事情変更原則について、「民法典」第533条によると、当事者が契約締結時に予見しえない、商業リスクに属しない重大な変更が発生し、契約の履行を継続すると当事者の一方にとって明らかに不公平となる場合、その不利な影響を受ける当事者は、相手方と新たに協議することができる。そして、合理的な期間内に合意に達しないときは、人民法院又は仲裁機関に対して契約の変更又は解除を請求することができる」とされている。

この「重大な変更」の認定について、「解釈」第32条第1項は、政策の調整、市場需給関係の異常な変動等の理由による価格の騰落は「重大な変更」と認定されうる一方、その契約が、市場の属性が活発で、長期にわたり価格の変動が大きい大口商品、株式、先物等のリスク投資型金融商品と関わるときは、「重大な変更」と認定すべきではないとしている。このほか、事情変更原則の適用を排除する当事者間の事前の合意は、無効と認定されることを明らかにしている。

事情の変更が生じていなくとも、「契約のデッドロック」の解決を目的として、「民法典」第580条第1項は違約当事者による契約終了の請求権を定めている。すなわち、違約当事者は、①法律上又は事実上履行不能であること、②債務の目的物が履行強制に適さず、又は履行の費用が著しく高額であること、③債権者が合理的な期間内に履行を請求していないこと、により契約の目的が既に実現不能になったと主張して、人民法院又は仲裁機関に対し、契約上の権利義務関係の終了を要求することが可能とされている。もっとも、この場合においても、違約当事者の違約責任が免除されるわけではない。

## 事例3. 適切な措置の不履行により拡大した損害の賠償—F氏とG社との家屋賃貸借契約紛争事件

### (1) 事実の概要

・2018年7月21日、F氏とG社は、家屋管理運営を委託し、居住用として管理の期間を2018年7月24日から2021年10月16日までとすることを定める「資産管理サービス契約」を締結した。F氏は契約に従ってG社に家屋を引き渡し、G社はF氏にサービス保証金及び2020年10月16日までの賃料を支払った。その後、G社とF氏は契約解除に関する協議を行うも合意に達せず、G社はF氏に解約通知書及び自社署名済みの精算協議書を郵送し、2020年11月3日をもって「資産管理サービス契約」を解除する決定をしたことを通知したが、F氏はこの一方的な解除を受け入れなかった。2020年12月29日、G社はF氏の携帯電話に解約完了通知と家屋の電子ロックの暗証番号を送信した。

・F氏が契約解除をめぐる訴訟を提起し、2021年10月8日、双方の契約上の権利義務関係を終了させる人民法院の判決が下りた。その後、F氏は、G社に対して2020年10月17日から2021年10

月16日までの賃料と遅延利息・違約金、賃貸借期間のうち履行されない遊休期間の金額等の支払いを求める訴訟を別途提起した。

## (2) 判旨

当事者の一方が違約した後、相手方は適切な措置を講じて損害の拡大を防止すべきであり、それを怠ったために損害が拡大したときは、その拡大した損害について賠償を請求することはできない。

本件「資産管理サービス契約」により、F氏とG社との間における家屋賃貸借の関係は成立しており、契約の終了前に、G社は契約どおりに賃料を支払う義務がある。G社がF氏に対し各種の方法で契約解除の意思を伝えるとともに、家屋の電子ロックの暗証番号を送信したにもかかわらず、F氏は家屋の明け渡しを受けることを拒否し続けたため、長期にわたる遊休期間が生じた。したがって、F氏は、損害を拡大させた自己の行為について、相応の責任を負うべきである。人民法院は、事情を斟酌のうえ、F氏が主張する家屋の賃料は、G社によるF氏への電子ロック暗証番号の送信から1カ月後の2021年1月30日までの分と認めた。

## (3) 「解釈」の関連規定と実務における注意点

違約のない当事者の損害拡大防止義務について、「民法典」第591条第1項は、「当事者の一方が違約した後、相手方は、適切な措置を講じて損害の拡大を防止しなければならない」と定めている。これに関し、「解釈」第63条第3項は、さらに「違約による損害の賠償額を確定するにあたり、違約当事者が、違約のない当事者による適切な措置がなかったために拡大した損害、違約のない当事者にも過失があつて生じさせた相応の損害、違約のない当事者が違約によって取得した付加的な利益又は減少した必要な支出の控除を主張した場合、人民法院は、法に従ってその主張を認める」ものと明確化した。そのほか、立証責任について、最高人民法院の「現在の情勢下での民商事契約紛争事件の審理における若干の問題に関する指導意見」<sup>1</sup>第11条により、違約当事者は、一般に、違約のない当事者が合理的な損害軽減措置を講じなかったために生じた損害の拡大に関して、立証責任を負わなければならない。

これらの規定から、企業が違約のない当事者である場合において、損害拡大防止義務を履行していないとき、違約により受けた損害の完全な賠償は受けられない。これに対して、企業が違約当事者である場合には、違約のない当事者に対して損害拡大防止義務の履行を督促しなければならない。違約のない当事者がその義務を履行しないときは、関連する証拠を収集して、拡大した部分の損害の除外を主張することが必要である。

## III おわりに

「解釈」は、「民法典」契約編通則の規定を補充・具体化するものであり、司法実務のみならず、契約締結・履行・終了といった日常的な実務にも重要な意義を有する。また、「解釈」と「典型事例」

<sup>1</sup> 法発〔2009〕40号。2009年7月7日公布・施行。

の同時公布は、関連規定の意味のさらなる理解に資するもので、類似の事情に対する指導的役割を果たす。在中日系企業においては、「解釈」及び「典型事例」の要点を把握し、契約締結・履行等において関連規定を活用し、自社の権利・利益を保護することが望まれる。

(執筆者連絡先)

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士 劉新宇

※2015年6月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心弁公楼東楼18階

Tel: 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax: 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・長春・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・重慶・  
珠海・無錫・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・  
シンガポール・ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・ニューヨーク・  
シリコンバレー

法令・政策

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング  
 国際アドバイザー事業部  
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では3月中旬から4月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[ 政策 ]

【外資政策】
<p>○「国務院弁公庁の『ハイレベルの対外開放を推進し、外資誘致・活用に向けてさらに尽力する行動計画』の印刷・発布に関する通知」(国弁発[2024]9号、2024年3月19日発布・実施)</p> <p>外資の誘致拡大・定着を図る政策措置をまとめた文書。2023年8月に発布された同様の文書(「国務院の外商投資環境のさらなる最適化と、外商投資誘致の強化に関する意見」(国発[2023]11号)に続くもの。両文書とも24項目の政策措置が挙げられており、重複している項目も多いが、2023年の文書にはない新たな政策措置が含まれ、内容がより具体的に記載されている。文書名の「行動計画」は、地方政府と国務院各部門に実行を促す意味で付けられたものとされている。</p> <p>■この文書に記載される政策措置は、①外資参入分野の拡大、②外商投資企業への支援強化、③公平な競争環境の整備、④外商投資企業の本部とのデータ移動、外国人の就業・居留における利便性の提供、⑤知的財産権保護の強化、データ越境移動規則の整備、⑥高い基準の経済・貿易協定の交渉と実施の推進、および協定ルールの国内における試行等。このうち、外資参入分野の拡大に関する政策措置は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業分野の外資参入制限措置を全面的に取り消し、通信・医療等の開放拡大を引き続き推進する。</li> <li>・北京市、上海市、広東省等の自由貿易試験区で、条件に合う若干の外商投資企業に対し、遺伝子診断および治療技術開発・応用等の試行を許可する。</li> <li>・自由貿易試験区における情報サービス(アプリケーションストアに限る)の開放を拡大する。</li> <li>・条件に合う外資機構が、銀行カードの決済業務を行うことを支持する。</li> <li>・条件に合う国外の専門保険機構による、国内での商業養老保険、健康保険といった保険機構の設立、資本参加を支持する。</li> <li>・外資金融機関の国内における債券引き受けを支持し、外資銀行の国債先物取引への試験的参加を着実に推進する。</li> <li>・適格海外投資事業有限責任組合(QFLP)のファンドマネージャーと、ファンドに対する登録資本・株主等の要件を規範化し、ファンドの投資範囲を拡大する。プライベート・エクイティ(PE)ファンドの業務に対する管理規則を整備し、PEファンドの設立と投資を奨励する。</li> </ul>

	<p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。  <a href="https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6940154.htm">https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6940154.htm</a></p>
<b>【通信業開放】</b>	
<p>○「工業・情報化部の付加価値通信業務の対外開放を拡大するための試行展開に関する通告」(工信部通信函 [2024] 107号、2024年4月8日発布・実施)</p>	
	<p>外資に対する付加価値通信業務の開放を拡大するための試行に関する通知。上記の外資誘致拡大に関する政策措置の一環。北京市、上海市、海南省、深圳市で、一部の付加価値通信業務の開放を先行して試行する。</p> <p>■試行の対象区域は、北京市サービス業開放拡大総合モデル区、上海市自由貿易試験区臨港新片区および社会主義現代化建設牽引区(注：上海浦東新区)、海南自由貿易港、深圳中国特色社会主义先行モデル区(注：深圳市および深圳・汕頭合作区)とされている。試行の内容は、以下の付加価値通信業務に参入する外資の出資比率制限を取り消すもの。インターネット・データ・センター(IDC)、コンテンツ配信ネットワーク(CDN)、インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)、オンラインデータ処理およびトランザクション処理、情報サービスの中の情報公開プラットフォームと配信サービス(インターネットニュース配信、オンライン・パブリッシング、オンライン音響・映像配信、“インターネット文化経営”(注：アニメ、ゲーム等の配信)を除く)および情報保護・情報処理サービス。ただし、上記の業務に参入する事業主体の登録地、サービス施設(リース、購入を含む)の設置場所は同じ試行区域内とされ、区域外からのCDN等の施設の購入は禁止されている。サービスの提供範囲については、ISP業務は試行区域内に限るが、その他の業務は全国での提供が可能とされている。</p> <p>試行にあたっては、試行対象地区の省級政府が実施計画を策定し、工業・情報化部に報告した後、関係部門と専門家による安全等の評価の上で許可する、とされている。一方、上記業務に参入する外商投資電信企業は、工業・情報化部に業務試行許可を申請し、通信管理机构と関係部門の監督管理を受け入れなければならないとされているが、具体的な規則は別途、公布されるとみられる。</p> <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。  <a href="https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202404/content_6944441.htm">https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202404/content_6944441.htm</a></p>
<b>【金融政策】</b>	
<p>○「中国人民銀行、国家金融監督管理総局による自動車ローン関連政策の調整に関する通知」(2024年4月3日発布・実施)</p>	
	<p>自動車ローンの融資率規制を緩和するもの。自動車の買い換え促進と消費拡大がねらい。</p> <p>■従来、自動車ローンの融資率(注：自動車価格に対する融資の上限比率)は、自家用の伝統的動力自動車(注：ガソリン車とハイブリッド車(HV))は80%、自家用の新エネルギー自動車(注：電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)および燃料電池自動車(FCV))は85%とされていた。しかし、金融機関が自主的に定めることとされ、100%も可能となった。ただし、商用の伝統的動力自動車、新エネルギー自動車、中古車については従来通り、それぞれ70%、75%、70%とされている。</p>



<p>■原文は国家金融監督管理総局の下記サイトをご参照。  <a href="https://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1157222&amp;itemId=928">https://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1157222&amp;itemId=928</a></p>
<p><b>【外貨管理】</b></p>
<p>○「国家外貨管理局の貿易・外国為替業務管理のさらなる最適化に関する通知」(汇發 [2024] 11号、2024年4月7日發布、同年6月1日実施)</p>
<p>企業の貨物貿易に対する外貨管理措置の緩和。外貨管理局における事前登記等の手続きを、銀行での直接手続きに変更するもの。</p> <p>■主な内容は、以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 企業の外貨管理局における“貿易外貨受取・支払企業リスト”登記を、銀行での登記に変更する(注:従来、貨物貿易を行う企業は、外貨管理局で上記リストへの登記申請を行い、外貨管理局が銀行にリストを提供し、銀行はリストにない企業の貿易外貨受取・支払を行ってはならないとされていた)。</li> <li>② 税関特別監督管理区域(注:保税区域)にある企業が輸出入者の名義を他の機構とする場合、銀行が独自に審査した上で受取・支払業務を行う(注:従来、税関の監督管理証明と外貨受取・支払者と輸出入者が一致しないことに関する説明書の提出が必要とされていた)。</li> <li>③ 貨物貿易における代金の返還について、外貨管理局の企業分類がA類の企業は、外貨受取・支払額が1件当たり20万ドル以下で、返金日と元の受取・支払日の間隔が180日を超える場合、または特別な事情により元のチャンネルで貨物を返送できない場合は、原則として直接銀行で手続きする(注:従来、外貨管理局での事前登記が必要とされていた)。</li> <li>④ 外貨管理局の企業分類がB類・C類の企業による90日を超える受取・支払について、企業分類監督管理の有効期間内に状況が改善または是正され、かつ、B類・C類の企業に該当する状況にない場合、B類・C類に分類された日から6カ月後に、所在地の外貨管理局で貿易外貨業務登記を行うことができ、銀行はその登記表により受取・支払を行う(注:従来、B類・C類の企業は、90日を超える支払と90日を超える受取の条項を含んだ輸出契約の締結が禁止されていた)。</li> </ol> <p>■原文は国家外貨管理局の下記サイトをご参照。  <a href="http://www.safe.gov.cn/safe/2024/0407/24204.html">http://www.safe.gov.cn/safe/2024/0407/24204.html</a></p>

[ 規則 ]

【データ管理】

○「データ越境移動の促進および規範化の規定」(国家インターネット情報弁公室令第16号、2024年3月22日公布・施行)

データの越境移転の手続きに関する規定。「個人情報保護法」(2021年11月1日施行)では、個人情報取扱者が個人情報を国外へ移転する場合、データ越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結・届出、個人情報保護認証の取得の3つの手続きのいずれかを行うことを義務付けている。しかし、中国に設立した現地法人の従業員に関する情報しか取り扱わない企業や消費者の個人情報取扱数が少ない企業等にとっては、手続きに要する負担が大きいことから、具体的な免除要件が注目されていた。

■この規定には、以下のような免除要件が定められている。

データ取扱者が国外へ個人情報を提供する場合、次のいずれかの条件に該当するときは、データ越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結、および個人情報保護認証の取得を要しない。

- (1) 越境電子商取引(EC)、越境郵送、越境送金、越境支払、越境銀行口座開設、航空券・ホテル予約、ビザ申請、受験サービス等の個人を一方の当事者とする契約を締結、履行するため、個人情報を確かに国外に提供する必要がある場合。
- (2) 法により制定された労働規則・制度、および法により締結された集団契約に従って越境人的資源管理を実施し、従業員の個人情報を確かに国外に提供する必要がある場合。
- (3) 緊急の状況下で、自然人の生産・健康および財産の安全を保護するために、個人情報を確かに国外に提供する必要がある場合。
- (4) 重要な情報インフラ施設運営者以外のデータ取扱者が、当年1月1日から起算して累計で10万人未満の個人情報(機微な個人情報を含まない)を提供する場合(注:「重要な情報インフラ施設運営者」とは、「重要情報インフラ施設安全保護条例」(2021年9月1日施行)における公共通信および情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子行政サービス、国防科学技術工業等の重要産業・分野の施設運営者を指す。また、「機微な個人情報」とは、「個人情報保護法」で生体認証、宗教信仰、特定の地位、医療・健康、金融口座、所在等の情報、および満14歳未満の者の個人情報とされている)。

上記の中で日系企業への影響が大きい項目は、(2)と(4)とみられる。(2)については、機微な個人情報も含まれると解されるが、提供する個人情報がクロスボーダーの人事労務管理に必要なかどうかを問われる可能性がある。また(4)については、機微な個人情報は含まないとされていることに注意を要する。

■原文は国家インターネット情報弁公室の下記サイトをご参照。

[https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c\\_1712776611775634.htm](https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c_1712776611775634.htm)

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

人民元レポート

当局は「過度な」人民元安を抑制

三菱UFJ銀行  
 グローバルマーケットリサーチ  
 アナリスト 横尾明彦

4月のレビュー

人民元の対ドル相場は 7.22 台前半で取引を開始した。米 ISM 製造業景気指数が市場予想を上回ったことで米金利上昇、ドル高が進行し、2日には7.23 台後半まで下落した。国有銀行によるドル売り人民元買いが報じられるなか、一旦は 7.23 台前半まで反発。だが、10日発表の3月の米消費者物価指数(CPI)が市場予想を上回り、ドル高が急速に進行したことで、16日には7.24を突破した。パウエルFRB議長が利下げを急がないと発言したことでドル高地合いが続くなか、23日に人民銀行が対ドル基準値を2ヵ月ぶりの人民元安水準に設定すると、人民元安が一段と加速し、25日には昨年11月16日以来の7.24 台後半まで下落したのちに7.22 台まで反発、本稿執筆時点では7.23 台後半で推移する。

対円相場は 20.9 台半ばで取引を開始したのち、横ばいで推移した。10日の米CPI発表後には、円売り主導で16日までに21.3 台後半まで上昇。17日の日米韓財務相会合の共同声明で、円安に対する「深刻な懸念」を共有したと報じられたことで、21.3 台で上値が抑えられた。26日には日銀金融政策決定会合の結果を受けて円売りが加速し、本邦祝日の29日には1994年の市場レート一本化以降では最高値圏となる22.0 台へ到達するも、その後は一転して21.3 台まで急落するなど値動きの荒い展開となった。本稿執筆時点では21.6 台で推移する。

【第1図：人民元対ドル相場（4月30日10時30分時点）】



(資料) Refinitiv より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第2図：人民元対円相場（4月30日10時30分時点）】

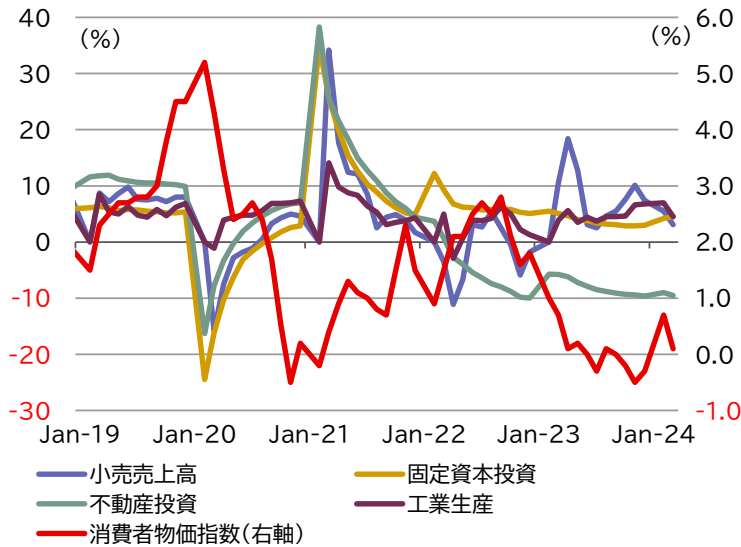


(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

GDP 成長率は予想を上回るも、景気回復は鈍い

16日発表の第1四半期実質GDP成長率は前年比+5.3%となった。2月の春節休暇中に、国内旅行や外食など家計消費が増加したことが成長率を押し上げた格好だ。また、30日発表のPMIは国家統計局版、民間版ともに市場予想を上回っており、景況感の改善がみられる。ただし、3月単月の経済指標をみると、消費や不動産投資の伸びが鈍化しているうえ、CPIも前年比+0.1%の伸びにとどまっており、景気回復の勢いは依然弱いと言えそうだ（第3図）。

【第3図：主要経済指標と消費者物価指数 前年比上昇率】

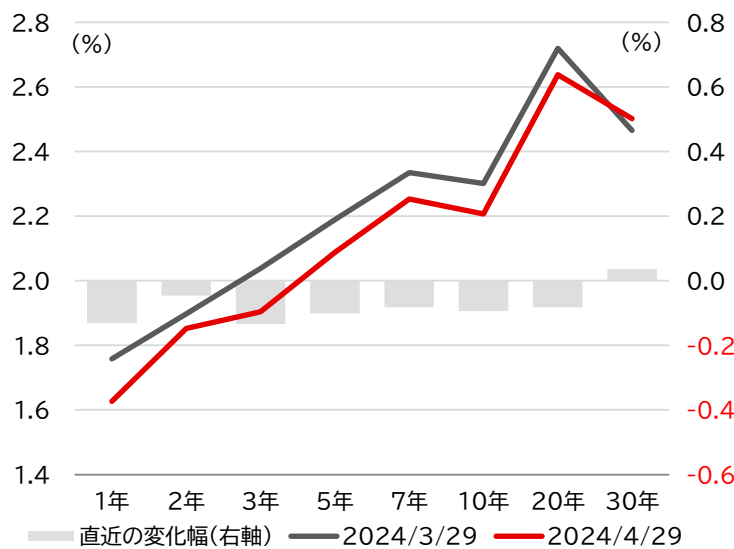


(資料) 中国国家統計局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

**人民銀は、利下げ期待を牽制**

こうしたなか人民銀は22日、事実上の政策金利である最優遇貸出金利(LPR)の据え置きを決定した。米国の利下げ期待が後退するなかで、中米金利差の拡大に伴う人民元安の加速を回避することを企図しているものとみられる。また、G20会合に出席した潘功勝総裁は、講演会にて「ごく一部の」中小金融機関で経営が悪化していると述べており、利下げによる金融機関の収益悪化にも配慮する姿勢だと考えられる。ただ、引き続き、人民銀による追加利下げへの期待は高く、幅広い年限で国債利回りが低下している(第4図)。この点に対し、政府系新聞は24日に「人民銀は楽観的な経済見通しを有しており、国債利回りはこのような見通しに合致する、妥当な水準に収まる」という人民銀高官の発言を報じており、過度な金利低下は牽制する意向とみられる。

**【第4図：中国のイールドカーブの推移】**



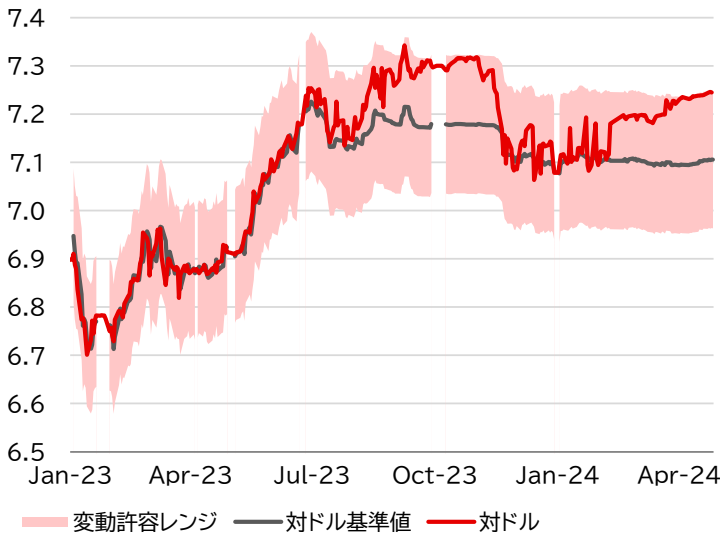
(資料) Refinitivより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

**緩やかであれば、人民元安進行を許容する構え**

足もとの人民元相場は、人民銀が毎営業日に設定している変動許容幅の下限近辺に接近している(第5図)。報道によると、実勢相場が許容幅を超えようとする際には、国有銀行による大規模なドル売り人民元買いが行われている模様だ。加えて、人民銀は、18日の取引開始直前に、為替相場の「オーバーシュートリスクを防止」するとのコメントを発信。日米韓財務相会合後に、日韓両国の自国通貨安への「深刻な懸念」を共有したとの共同声明発表に乗じて、人民元安を牽制したものと推察される。

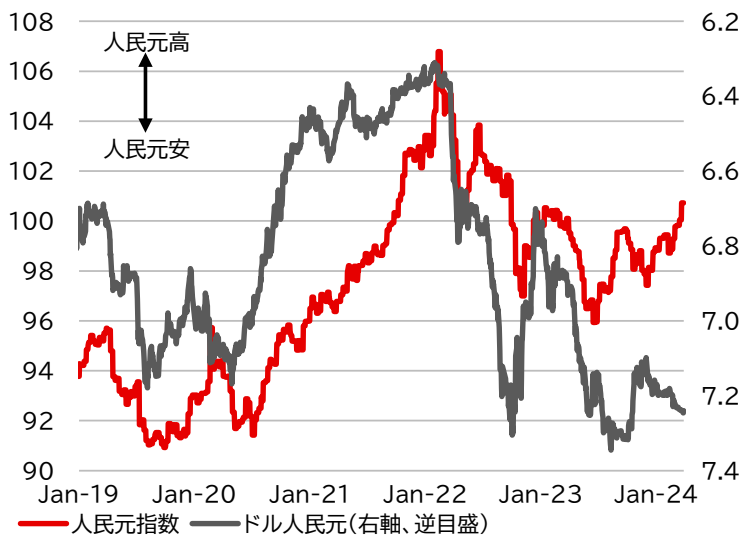
もともと、名目実効為替相場である人民元指数は直近 100.40 であり、過去の推移をみるに現状が「人民元安」とは言いづらい面もある(第6図)。また、米国向けを中心に輸出が伸び悩むなか、(対ドルでの)人民元安は、輸出企業が多いとされる中小企業の支援にもなり得る。政府が掲げる「5%前後のGDP成長率」目標を達成するため、政府から景気刺激を求められている人民銀としては、緩やかなペースの人民元安については許容する構えとみておきたい。

【第5図：人民銀による対ドル基準値設定】



(資料) CFETS、Refinitiv より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第6図：人民元指数の推移】



(資料) CFETS、Refinitiv より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

来月の見通し：人民元安地合いが続きそうだ

当方は、当面の間は内外金利差、金融政策格差が継続することで、ドル高人民元安が継続すると予想する。また、5月には労働節の大型連休（5月1～5日）が予定されている。現地の旅行サイト運営会社によると、人気の旅行先である日本や、ビザが免除されたタイなど東南アジア諸国への渡航を考える中国人観光客が増えているようだ。旅行収支の「悪化」は、人民元相場の下押し要因になり得よう。ただし、「相場の安定」を重視する人民銀は、適宜、対ドル基準値設定や国有銀行によるドル売り人民元買いといった手段を通じて、人民元相場の急変を抑制するとみておきたい。

## 【予想レンジ】

	24年5月～6月	7月～9月	10月～12月	25年1月～3月
USD/CNY	7.100～7.330	7.050～7.330	7.000～7.320	6.950～7.310
CNY/JPY	20.5～22.5	20.4～22.4	20.2～22.2	20.0～22.0

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2024年4月30日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko\_yokoo@mufg.jp

主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行

トランザクションバンキング部

項目	単位	2022年				2023年				2024年		
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	4.8	2.5	3.0	3.0	4.5	5.5	5.2	5.2	(1-3月) 5.3		
固定資産投資*	前年 同期比%	9.3	6.1	5.9	5.1	5.1	3.8	3.1	3.0	-	4.2	4.5
第一次産業	前年 同期比%	6.8	4.0	1.6	0.2	0.5	0.1	▲ 1.0	▲ 0.1	-	▲ 5.7	1.0
第二次産業	前年 同期比%	16.1	10.9	11.0	10.3	8.7	8.9	9.0	9.0	-	11.9	13.4
第三次産業	前年 同期比%	6.4	4.0	3.9	3.0	3.6	1.6	0.7	0.4	-	1.2	0.8
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	6.5	3.4	3.9	3.6	3.0	3.8	4.0	4.6	-	7.0	4.5
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	3.3	▲ 0.7	0.7	▲ 0.2	5.8	8.2	6.8	7.2	-	5.5	3.1
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	1.1	1.7	2.0	2.0	1.3	0.7	0.4	0.2	▲ 0.8	0.7	0.1
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	8.7	7.7	5.9	4.1	▲ 0.8	▲ 3.0	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 2.8
輸出***	億ドル	8,209.2	17,322.8	26,985.9	35,936.0	8,218.3	16,634.3	25,203.1	33,800.2	-	5,280.1	2,796.8
	前年 同月比%	15.8	14.2	12.5	7.0	0.5	▲ 3.2	▲ 5.7	▲ 4.6	-	7.1	▲ 7.5
輸入***	億ドル	6,579.8	13,468.4	20,534.4	27,160.0	6,171.2	12,547.4	18,898.9	25,568.0	-	4,028.5	2,211.3
	前年 同月比%	9.6	5.7	4.1	1.1	▲ 7.1	▲ 6.7	▲ 7.5	▲ 5.5	-	3.5	▲ 1.9
貿易収支***	億ドル	1,629.4	3,854.4	6,451.5	8,776.0	2,047.1	4,086.9	6,303.0	8,232.2	-	1,251.6	585.5
対内直接投資 (実行ベース)* <small>(注)</small>	億元	-	7,233.1	10,037.6	12,326.8	4,084.5	7,036.5	9,199.7	11,339.1	1,127.1	2,150.9	3,016.7
	前年 同期比%	-	17.4	15.6	6.3	4.9	▲ 2.7	▲ 8.4	▲ 8.0	▲ 11.7	▲ 19.9	▲ 26.1
外貨準備高	億ドル	31,880	30,713	30,290	31,277	31,839	31,930	31,151	32,380	32,193	32,258	32,457
都市部調査失業率	%	5.5	5.7	5.9	5.6	5.5	5.3	5.3	5.2	5.2	5.3	5.2
国内自動車 販売台数	万台	650.9	1,205.7	1,947.0	2,686.4	607.6	1,323.9	2,106.9	3,009.4	243.9	158.4	269.4
	前年 同月比%	0.2	▲ 6.6	4.4	2.1	▲ 6.7	9.8	8.2	12.0	47.9	▲ 19.9	9.9
購買担当者指数 (PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	49.2	49.1	50.8
	非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	50.7	51.4	53.0

\* : 年初からの累計ベース。

\*\* : 2月 は 1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

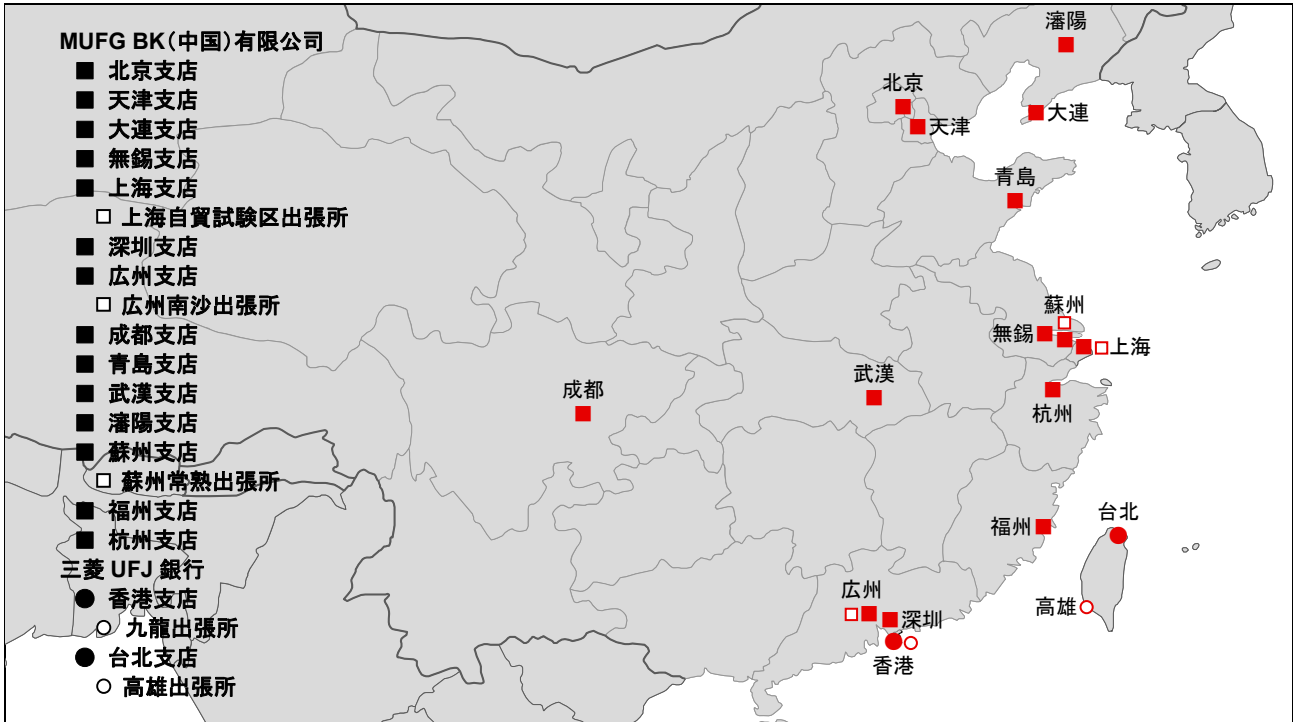
\*\*\* : 2月 は 1-2月の累計ベース。

(注)商務部の 2022/7/29 の発表によると、2022年6月以降は金融業を含む数値となる。但し、2022年6月から2023年5月までの「前年同期比」は金融業を含まない数値となる。

(出所)国家统计局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 申貿大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技术産業開發区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店 九龍出張所	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong 18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666 852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

## 【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。